

南アルプス市地域包括支援センター
南アルプス市北部地域包括支援センター

運営方針

南アルプス市 保健福祉部 介護福祉課

令和5年度

南アルプス市地域包括支援センター 運営方針

I 方針策定の趣旨

この「南アルプス市地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の方針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑で効果的な実施に資することを目的に策定する。

II 地域包括支援センターの目的

地域包括支援センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置する。(介護保険法第115条の46)

III 地域包括支援センターの位置づけ

- 1 地域包括支援センターの設置責任主体は南アルプス市（以下「市」という）であることから、市は、地域包括支援センターの設置目的を達成するための体制整備等に努め、その運営について適切に関与する。
- 2 地域包括支援センターは1生活圏域に2か所設置し、うち1か所は地域包括支援センターの事業を適切・公正・中立かつ効率的に実施することができる法人への委託を通じて事業を実施する。

地域包括支援センターの名称、位置及び所管地域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所管地域
南アルプス市地域包括支援センター (直営：基幹型)	南アルプス市小笠原 376	南アルプス市 南部 (若草・櫛形・甲西)
南アルプス市北部地域包括支援センター (委託型)	南アルプス市在家塚 1156 - 1	南アルプス市 北部 (八田・白根・芦安)

3 南アルプス市地域包括支援センターは、所管地域の地域包括支援センターとしての事業を実施するとともに、基幹型地域包括支援センターとして他のセンターを統括する。

4 委託型地域包括支援センターと基幹型地域包括支援センターは、連携して効率的に業務運営を行う。

委託型地域包括支援センターは、市及び基幹型地域包括支援センターと福祉総合相談体制のもと密接な連携を図りながら、公正・中立な立場で業務を実施する。

基幹型地域包括支援センターは、適切に地域住民の保健福祉の推進が図れるよう、市及びセンター間の連絡会議等を定期的で開催し、事業実施についての情報提供、連絡調整を行う（代表者会議：月1回、業務担当者等会議：随時）。

IV 運営上の基本的な考え方や理念

1 公益性の視点

地域包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。

地域包括支援センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行う。

2 地域性の視点

地域包括支援センターは、日常生活圏域における介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、所管する圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。

地域包括支援センター運営協議会や地域におけるネットワーク会議等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

3 協働性の視点

地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の職種が、「縦割り」に業務を行うのではなく、職員相互が情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の事務体制を構築し、業務全体を「チーム」として支える。

V 業務推進の指針

1 事業計画の策定

南アルプス市第7期高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（2021年度(令和3年度)～2023年度(令和5年度)）では、地域包括支援センターが中心となり、地域の特性に応じて総合相談や認知症施策、介護予防、生活支援に関わるサービスの提供等、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるための取組を進めていくこととしている。

地域包括支援センターは、所管する圏域の特性や課題からそのニーズの把握に努め、事業計画書を作成し、適切かつ柔軟な事業運営を行う。

2 職員の姿勢

地域包括支援センターの業務は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行する。

3 地域との連携

地域におけるネットワーク会議等の場を通じて、地域住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映するとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

4 広報活動

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、様々な機会を活用し、地域包括支援センターについて周知していく。

5 秘密の保持・個人情報の保護

地域包括支援センターは、多くの個人情報を取り扱うことになるため、その情報管理には万全を期し、業務上知りえた高齢者や家族の個人情報が、不特定の者に漏れたり、目的外に使用されたりすることがないように情報管理を徹底する。

6 苦情対応

地域包括支援センターが苦情を受けた場合は、その内容や対応方法について記録を残し、職員間で共有するとともに、市に報告し協力して解決する。

VI 具体的な業務

1 包括的支援事業

(1) 総合相談支援

① 総合相談支援業務

a 初期段階での相談対応

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、専門的又は緊急の対応が必要かどうかを判断する。高齢者に関する様々な相談に対し、適切な機関・制度・サービスにつなぎ継続的にフォローを行う。

b 継続的・専門的な相談支援

継続的・専門的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、高齢者への訪問や情報収集を行い、課題を明確にし、個別の支援計画を策定する。支援計画に基づき適切なサービスや制度につなぐとともに、期待された効果の有無を確認し、その後も必要な支援を行う。

② 実態把握業務

総合相談支援業務を適切に行う前提として、地域におけるネットワークを活用するほか様々な社会資源との連携、高齢者への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握を行う。また、圏域内の地域特性を把握し、地域包括支援センター内で情報を共有する。

③ 地域におけるネットワーク構築業務

地域の関係機関の会議等へ参加し、高齢者に関する情報を共有する。

効率的・効果的に実態把握業務を行い、支援を必要とする高齢者を見出し、総合相談につなげるとともに、適切な支援、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者とネットワークを構築する。

(2) 権利擁護業務

日常生活自立支援事業、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービス等や、市権利擁護センター機能を有効活用し、ニーズに即した適切なサービスや関係機関につなぎ、適切な支援を提供することで、高齢者の尊厳ある生活の維持を図る。

① 成年後見制度の活用と普及

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族に対して、成年後見制度の説明や申立てにあたっての関係機関の紹介等を行い、必要に応じて市長申立てにつなげる。

② 老人福祉施設等への措置

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、市に高齢者の状況等を報告し措置入所の実施を求める。また、措置入所（短期）後も高齢者の状況等を把握し、できる限り速やかに成年後見制度利用など必要なサービス等につなぐ支援を市と連携して行う。

③ 虐待への対応

虐待の事例を把握した場合には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に関する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）等に基づき、速やかに該当高齢者を訪問して状況を確認する等、市と連携し事例に即した適切な対応をとる。また、適切な支援を行うとともに、虐待を未然に防ぐために介護サービス事業者等の関係機関や市民に対して周知・啓発を行う。

④ 消費者被害の防止

訪問や電話などによる消費者被害を未然に防ぐため、消費生活センター等必要な関係機関との情報交換を随時行う。また、民生委員、介護支援専門員、介護サービス事業者などに情報提供を行い、関係機関と連携して消費者被害の早期発見と防止に努め、必要な支援を行う。

⑤ 成年後見制度利用促進計画における市権利擁護センター業務の遂行

総合相談業務に加え、権利擁護・成年後見制度利用促進協議会等の会議の開催、成年後見人申立て案件等の受任調整やマッチング、後見人支援、広報等を随時行う。また、福祉総合相談課や障がい福祉課との連携強化を図る。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等との連携により、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントが重要であり、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行う。

① 包括的・継続的なケア体制の構築業務

各関係機関と連携体制を構築し、介護支援専門員が地域における健康の保持・増進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動等の介護保険サービス以外の社会資源を活用できるよう地域の連携・協力体制を整備する。

② 地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用業務

地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定するなど介護支援専門員のネットワークを構築し、その活用を図る。また、地域の主任介護支援専門員と協力して地域の課題解決の取組（地域ケア会議への課題提供や協議体との連携等）につなげられるように働きかけを行う。

③ 介護支援専門員に対する日常的個別相談業務

地域の介護支援専門員の日常的業務の実施に関して、介護支援専門員に対して、サービス調整への助言、サービス担当者会議の開催支援、社会資源の紹介等、専門的な見地からの相談支援を行い、介護支援専門員自身により良い判断に到達できるようにサポートする。

④ 支援困難事例等への助言・相談業務

地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、センター内の各専門職や地域関係機関との連携のもとで、具体的な支援方法を検討し助言を行う。また、必要に応じてケース会議や事例検討会を開催し、自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメント支援や、多職種連携によるネットワーク構築を行う。

(4) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

基本チェックリストの該当者等に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な援助を行う。

第1号介護予防支援事業と指定介護予防支援は、制度としては別だが、その実施にあたっては共通の考え方にに基づき一体的に実施する。

2 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するため、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会資源が有機的に連携することが出来る共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築する。

3 地域ケア会議の推進

地域ケア会議は、地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交え、介護支援専門員のケアマネジメントを通じて、高齢者への適切な支援を行う。また、個別ケースの検討による課題分析を蓄積することで地域課題を明らかにし、地域に必要な資源開発や地域づくりを行う。

個別ケースの検討を行う地域個別ケア会議を、介護支援専門員のマネジメント支援となるよう重点的に開催する。多職種が協働することで個別事例の課題解決を図るとともに地域課題の明確化を図る。地域ケア推進会議では施策課題の検討を行い、地域支えあい協議体と地域課題を共有し、社会資源の開発につなげるように努め、地域づくりの実効性を高める。

4 指定介護予防支援事業

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況、置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行う。

地域包括支援センターに設置した指定介護予防支援事業所において、指定介護予防支援業務を実施する。

5 医療と介護の連携推進

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、市が設置する「南アルプス市在宅医療・介護連携推進会議」などを活用しながら、医療と介護サービスの一体的提供、医療、介護等の多職種連携、切れ目のない支援体制づくりを行い、地域包括ケアシステムを構築するための取組を行う。

6 認知症施策の推進

(1) 認知症支援ネットワークの構築

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域社会の実現を目的に設置された「南アルプス市認知症支援ネットワーク会議」等を活用し、認知症の人とその家族を地域全体で支援するためのネットワークを構築する。

(2) 認知症初期集中支援チームの取組

「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに設置し、認知症の早期発見・早期対応にむけた支援を行う。

(3) 認知症地域支援推進員の取組

「認知症地域支援推進員」を配置し、関係機関と連携を図りながら、対応力向上支援、認知症の人とその家族に対する支援を行い、相談支援・見守り体制の構築に努める。

(4) 普及啓発や見守り体制の構築

地域の実情に応じ、認知症サポーター養成講座の開催や見守りネットワークの周知を行い、相談支援・見守り体制の構築に努める。

7 生活支援体制整備事業の推進

生活支援サービスや地域づくりを担う地域の多様な主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の促進を一体的に進める生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターや協議体と連携し、個別のケースや各事業から把握したインフォーマルな地域課題を第2層・3層協議体等と共有し、支えあいの地域づくりを推進する。